

<一般委託>

し尿等下水道投入施設維持管理業務委託(長期継続契約) 仕様書 その①

し尿等下水道投入施設維持管理業務委託(長期継続契約)に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目 的	し尿等下水道投入施設の維持管理
2	履行期間	令和元年9月1日から令和4年8月31日
3	施行場所	横須賀市日の出町2-10ほか1箇所
4	業務内容	別紙のとおり
5	特記事項	別紙のとおり
6	関係法規	別紙のとおり
7	資格要件	別紙のとおり
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	本件は各月末締めをもって受託者の請求により精算する。 ただし、各月の支払額に1円未満の端数を生じた時は、各年度の最終月に精算するものとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監 督 員 連 絡 先	資源循環部資源循環施設課 佐藤 TEL 046-822-8530

<指示又は希望事項>

<p>グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係</p>	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
---	---

委託代金額内訳書

1 初年度委託代金額 (税込)

年 度	委託代金額	対象となる履行期間
令和元年度	円	令和元年 9月 1日から
	うち取引に係る消費税及び地方消費税額の額 円	令和2年 3月31日まで

2 初年度業務別内訳書 (税抜)

業務内容	単位	予定数量	単 価	金 額
維持管理業務	月	7		
合計金額				

※初年度業務別内訳書の単価は、次年度以降の履行期間終了まで同じ単価となります。
次年度以降予定委託代金額は、初年度単価に当該年度における数量を乗じた額となります。

3 次年度以降予定委託代金額 (税抜)

年 度	予定委託代金額	対象となる履行期間
令和2年度	円	令和2年 4月 1日から 令和3年 3月31日まで
令和3年度	円	令和3年 4月 1日から 令和4年 3月31日まで
令和4年度	円	令和4年 4月 1日から 令和4年 8月31日まで
令和 年度	円	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
令和 年度	円	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
令和 年度	円	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

長期継続契約（委託）に係る共通仕様書

（契約期間）

- 1 契約期間は、仕様書に記載した期間とする。

（委託代金額）

- 2 委託代金額は、初年度は確定金額、次年度以降は予定金額とする。
なお、年度とは4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。
- 3 仕様書は1年間の内容となっているので、委託代金額は各年度の履行期間に含まれる業務内容から積算した金額とすること。
- 4 契約書の委託代金額欄は、「別紙内訳表のとおり」とし、委託代金額内訳書を添付すること。
委託代金額内訳書のうち、「1 初年度委託代金額」欄および「2 業務別内訳書」の「単価」、「金額」欄については受託者が記載すること。「3 次年度以降予定委託代金額」欄は委託者が記載する。
- 5 支払い方法が毎月払い等で、各月の支払額に1円未満の端数が生じる場合は、最終月に精算するものとする。

（次年度以降の手続き）

- 6 次年度以降は、各年度当初をもって予定委託代金額に消費税額を加算した額を確定金額とし、その消費税等は確定金額となる日の法律を適用する。
- 7 支払い方法が毎月払い等で、各月の支払額に1円未満の端数が生じる場合は、最終月に精算するものとする。

（契約の解除）

- 8 当該長期継続契約については、通常の解除以外に次のいずれかに該当する場合、委託者及び受託者は契約を解除できる。この場合は、当該解除に伴う損害の賠償を請求することができない。
 - （1）当該契約に係る予算の額に減額又は削除があったとき。（この場合は、速やかに受託者に対して書面によりその旨を通知する。ただし、契約内容又は数量等の変更により、減額後における予算の範囲で契約を継続できるときは、契約変更等により対応する）
 - （2）当該契約を解除しようとする日が、履行期間の2分の1を超える場合で、その4箇月前までに書面で解約を申し出たとき。
 - （3）契約の内容に新たな事項を追加する必要があるとき。（ただし、同一の相手方と再度契約を締結する場合に限る）
- 9 前項の規定に従って契約を解除する場合であっても、互いがその濫用を避け、誠実に取扱うこと。

（その他）

- 10 この契約書に記載のない事項は、契約規則等の手続きに従って処理する。

し尿等下水道投入施設維持管理業務委託（長期継続契約）

仕様書 その②

し尿等下水道投入施設維持管理業務委託に基づく内容は本仕様書の定めるところによる。

1. 目的

し尿処理に精通し、豊富な経験、知識及び本仕様書に記す資格を有する者により運転、点検修理等の維持管理を行う。

2. 履行期間

令和元年9月1日から令和4年8月31日まで

3. 施行場所

し尿等下水道投入施設

横須賀市日の出町2-10

下町浄化センター

横須賀市三春町2-1

4. 施設の概要

貯留施設 1,558.58 m²

受入槽(50k1) 2槽、 貯留槽(500k1) 1槽、 希釈水槽(300k1) 1槽

混合・放流槽(200k1) 1槽

前処理施設 186.56 m²

夾雑物除去装置 2基、 排水槽 1基、 スクリーンろ液タンク 1基

し査袋詰装置 1基

注1. 詳細は別紙「し尿等下水道投入施設主要設備一覧表」による。

5. 処理方式

前処理+希釈+下水道放流

6. 受託者の履行義務

受託者は、し尿等下水道投入施設の維持管理業務を円滑に遂行するとともに、その機能が十分発揮できるよう、本仕様書・特記仕様書及び契約書に基づき業務履行計画書を作成し、委託業務を完全に履行すること。

7. 業務内容

(1) 貯留施設運転維持管理業務

- (2) 前処理施設運転維持管理業務
- (3) 下町浄化センター内希釈水移送ポンプ設備運転維持管理業務
- (4) 技術管理作業
- (5) 受入槽等施設の清掃作業時及び機械類の修繕時の立会業務
- (6) その他（施設の内外巡視、清掃等）

注1. 詳細は別紙「特記仕様書の1」による。

8. 委託範囲

維持管理委託の範囲は、し尿等下水道投入施設すべての設備のほかに、下町浄化センター内の希釈水移送ポンプ設備に関する運転、点検、資源循環日の出事務所敷地内（事務所施設、車両整備工場、塗装場、小型車庫は除く。）の環境整備（清掃及び植栽手入を含む）及び各機器類の軽易な補修を行うものとする。

9. 業務の体制

- (1) 人員 業務統括責任者 1名
作業員 2名

- 1. 07:00～08:00 1名体制（運転準備）
- 2. 08:00～17:00 3名体制（運転業務・維持管理業務）
- 3. 17:00～19:00 1名体制（後片付け）

- ・上記人員以外に維持管理業務のため、週に3日間 13:00～17:00 まで1名を増員すること。
- ・上記人員は業務遂行時の最低人員のため、受託者の判断による増員を拒むものではない。

- (2) 貯留槽が満杯のため、委託者がし尿等の放流処理をする必要があると判断したときは、受託者は下水道への放流可能時間又は土曜日、日曜日に放流処理すること。
- (3) 土曜日及び日曜日等に業者による施設の修理点検及び清掃等が行われるときは、維持管理に必要な人員を配置すること。
- (4) 監視運転中に故障等の異常又は周辺住民等からの苦情が発生した場合は、直ちに波及防止処置をとるとともに原因究明、点検、復旧等により対処すること。また、その内容について速やかに監督員への報告を行うこと。
- (5) イベント等で土曜日及び日曜日に仮設トイレ等を使用し、し尿等の受入が必要となる場合には、委託者の指示により業務遂行に必要な人員を配置すること。

10. 稼働日及び稼働時間

- (1) 委託期間の月～金曜日（祝祭日を含む。）
通常の勤務時間は、7時から19時までとする。
- (2) 年末稼働日については、委託者の指示に従うこと。1月1日～1月3日は稼働休止とする。
- (3) バキューム車の受入れ時間 08:00～16:00

前処理施設の運転時間	08：00～16：30
下水道への放流可能時間	06：00～22：00

1 1. 委託業務に従事する従業員の届出及び取消し

受託者は、当該施設に勤務する従業員の氏名・履歴・雇用状況を証明できる書類、資格その他を記載した書類を提出し、予め委託者に届出を行うこと。また、異動等の場合も同様とする。

従業員で、業務上不適格と認められる場合は速やかに当該業務を中止し、代理の者を定め、変更届を提出すること。

1 2. 業務統括責任者の選任と取消し

受託者は業務統括責任者を選任し、その任にあたらせること。また、不在の場合は代行者を定め、予め委託者の承認を受けること。なお、委託者が業務上不適格と認めた場合は、業務統括責任者であっても前項と同様とする。

1 3. 業務統括責任者の職務

業務統括責任者の職務は次のとおりとする。

- (1) 契約書・仕様書等の内容及び業務内容を十分に理解し、現場の把握に努めること。
- (2) 労務・記録・作業の管理、渉外等の統括的な業務を行うこと。
- (3) 現場の最高責任者として、常に従業員の指揮監督を適切に行うこと。
- (4) 本市監督員（以下監督員という）と連絡を密にし、意志の疎通を図ること。
- (5) 故障、事故、火災、苦情等が発生、または、発生する恐れがある場合には、応急の措置を講ずるとともに速やかに監督員に連絡し指示を受けること。
- (6) 業務統括責任者が不在の場合は、代行者に職務を代行させること。

1 4. 従業員の勤務

受託者は、従業員の勤務について「労働基準法等関係法令」を遵守し勤務させなければならない。

1 5. 従業員の安全管理及び事故時の対応

受託者は、従業員に対し常に労働安全の指導と意識の向上を図り、事故の防止に努めなければならない。従業員の過失等により、作業員、委託者及び第三者に事故あるいは損害を及ぼした場合、受託者の責任において対応を行うこと。

1 6. 委託時間外の緊急時の対応

災害時や夜間の機器設備の故障に備えて、従業員が非常呼出しに応じられる体制を確立し、書類を提出すること。また、委託者より非常呼出しがあった場合は、速やかに適切な配置につかなければならない。

17. 従業員資格と届出

施設稼働日の 08:00～17:00 は従業員の中に次の資格者を必ず配置しその指揮監督のもとに作業を行うこと。

- (1) し尿・汚泥再生処理施設技術管理士
- (2) 第2種酸素欠乏危険作業主任者
- (3) 特定化学物質等作業主任者
- (4) 危険物取扱者（乙種第4類）
- (5) 第2種電気工事士又は第三種電気主任技術者

18. 書類及び帳簿等

受託者は業務内容を明らかにするため、必要な書類、帳簿等を提出及び現場に備え付け、整理すること。

注1. 詳細は別紙「特記仕様書の3」による。

注2. 運転手順書・故障時対応手順書及び業務マニュアルは、平成28年9月30日までに監督員へ提出すること。

19. 各種機器の点検、整備、修理等

受託者は、機器の点検、整備、修理等を行うこと。

(1) 点検、整備

定期的に機器等の点検、整備をすること。点検項目・頻度等は「下水道施設維持管理積算要領」一週末処理場・ポンプ場施設編（社団法人日本下水道協会）の[下水道施設機械・電気設備保守点検基準]に準拠すること。

(2) 修理等

故障個所のうち、設備等を使用して出来る修理並びに塗装は行うものとする。機器等の事故・故障・修理・点検が発生した場合は、監督員に報告し、細部の作業要領については協議すること。

20. 事務室等の供与

事務室等は、受託期間中無償供与とする。但し、備え付けの設備等が破損した場合は、受託者が復旧しなければならない。

21. 事務用器具、機械機具、消耗品

事務用器具、機械機具等業務上必要なものは、受託者において準備すること。

22. 従業員の服装等

従業員の服装は統一し、作業に応じた衣服等を着用し、常に安全で作業しやすい服装に努めること。

2 3. 光熱水等の費用負担

業務遂行上必要となる光熱水費については、委託者の負担とする。
ただし、効率的に使用し、節約に努めること。

注1. 詳細は別紙「特記仕様書の2の(1)」による。

2 4. 機器設備に係る修理等の負担範囲

(1) 主要部品の消耗等による部品交換に要した部品代は委託者が負担する。

(2) 機器の故障発生に伴う修理負担は、委託者が負担する。ただし、受託従業員の明らかな過失により、施設・機器設備等に損害が生じた場合は、受託者の責任において復旧すること。

なお、その復旧方法については、委託者と協議を行うこと。

(3) 天災等の災害により故障等が発生した場合は、委託者の負担により修繕を行う。

2 5. 引継ぎ

(1) 受託者は、業務遂行上必要な引継ぎを下記の事項に基づき確実に行わなければならない。

1. 前任の受託者との引き継ぎは令和元年8月31日までに行うこと。

2. 後任の受託者との引き継ぎは令和4年8月31日までに行うこと。

3. 本委託の履行期間内において、何らかの理由により受託者が変更となる事態が起きた場合には、後任の受託者との引継ぎを後任の受託者の履行期間開始前に終えなければならない。

(2) 引継ぎの際には、本委託に必要な書類、帳簿等については、電子データを含み、確実に引継ぐこと。

(3) 引継ぎの費用に関しては、受託者の負担とするが、前任及び後任の受託者が要する分については、前任及び後任の各受託者が負うものとする。

2 6. 関係法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、労働基準法、労働安全衛生法等関係法令他

2 7. その他事項

(1) 業務で使用する車両の駐車範囲については、業務を行う前に双方で協議することとし、駐車場管理者が管理上支障がないと認めたときに限り、許可を与えることとする。なお、駐車に際しては、「資源循環日の出事務所駐車場管理要領」を熟慮し、事故等の防止に十分留意すること。

(2) 本委託で発生する産業廃棄物等は関係法令に則り、適正に処分すること。

(3) この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。

特記仕様書

- 1 し尿等下水道投入施設の機器の運転操作と保守管理（作業項目及び範囲）
 - (1) 貯留施設の運転及び維持管理
 - ① ポンプ、配管及び各種機器類の運転、点検、記録、清掃（施設床・投入口など）
 - ② 監視制御盤等による機械、電気の監視
 - ③ 脱臭設備の運転、点検、記録、清掃（地下床面等）
 - ④ 薬品類の補給、受入
 - ⑤ 各水槽及び付帯設備の点検整備（各槽内部の清掃については本業務の範囲外）
 - ⑥ バキューム車受入れの計量、監視、記録、及び計量機器の点検、清掃
 - ⑦ 建物附帯の電気、機械設備の点検
 - ⑧ 委託時間内の警備
 - (2) 前処理施設の運転及び維持管理
 - ① ポンプ、配管及び各種機器類の運転、点検、記録、清掃（詰りなど）
 - ② 監視制御盤等による機械、電気の監視
 - ③ しさ袋詰め作業（袋の補給や袋詰め品の場内移動）
 - ④ 施設の清掃及び委託時間内の警備
 - (3) 下町浄化センター内の希积水移送ポンプ設備の運転及び維持管理
 - ① ポンプ、配管等の運転、点検、記録、清掃
 - ② テレメータ回線による機械の監視
 - ③ 毎日1回の巡回監視及び希积水圧送管渠の点検管理
 - ④ 日の出ポンプ場の希积水取水に関する操作、監視、連絡業務
 - (4) 技術管理作業
 - ① 使用薬品の管理、点検
 - ② 電気工作物保安のための巡視、点検及び測定
 - ③ 浮遊物質（SS）の測定（放流水（週1回）、その他は監督員の指示による）
 - ④ 放流水を月1回、本市健康安全科学センター（日の出町2-14）へ持込むこと
また、前記以外にも委託者より指示のあった場合は同様の持込みを行うこと
 - (5) 立会業務
 - ① 当施設に関する委託の立会業務
 - ② 機械等の修理修繕の立会業務注1. 上記①、②の立会は土曜日、日曜日、祝日を含む
 - (6) その他の作業
 - ① 施設の内外巡視及び清掃（植栽手入含）。ただし、事務所施設内、車両整備工場、塗装場、小型車庫を除く。

2. 業務上必要となる経費の負担は下記のとおりとする。

(1) 委託者負担

- ① 光熱水費（電気・水道・都市ガス）
- ② 希积水費
- ③ 下水道使用料
- ④ 薬品費（脱臭用活性炭含）
- ⑤ 特殊工具購入費

(2) 受託者負担

- ① 通信費
- ② 事務用品類（パソコン等）
- ③ 備品類（巡回用車両、作業用具、電動工具、植栽手入れ用具、点検整備用工具・器具類、水質分析計、酸素・硫化水素測定器〈浮遊物質の測定用〉、酸素・硫化水素測定器等）
- ④ 被服類（作業服、手袋類、雨合羽、安全靴、長靴等）
- ⑤ 安全対策用具（ヘルメット、安全带、ロープ等）
- ⑥ 環境整備用品類（清掃用具、ウエス、洗剤等）
- ⑦ その他日用品類

注1. 本委託業務の中で行う保守点検、簡易故障の修理等で必要となるものは、受託者が負担するものとする。

注2. 委託者が本業務とは別途行うものについては、委託者の負担とする。

注3. 受託者負担で用意しておくべき具体的な備品、消耗品については、監督員と協議する。

3. 提出書類等について

提出書類等は下記のとおりとするが、書式等については監督員の指示によること。

(1) 契約後14日以内に提出するもの

- ① 従業員名簿（従業員の資格を記入、資格の写しを添付）
- ② 緊急時連絡体制表
- ③ 地震等災害時の緊急通勤方法届
- ④ 備品台帳

(2) 業務完了後10日以内に提出するもの

- ① 年報
- ② 業務完了報告書

(3) 毎月7日までに提出するもの

- ① 機械電気運転日誌

- ② 月報
- ③ 業務完了報告書（月別）
- ④ 各水槽、移送ポンプ及び前処理機器等点検表
- ⑤ 薬品使用量報告書（備考欄に購入量、購入日記載のこと）
- ⑥ その他特に提出を求められたもの
- (4) 毎月7日までに提出するもの
 - ① し尿貯留槽搬入実績表
 - ② 流量報告書
- (5) 当月の7日前までに提出するもの
 - ① 勤務予定表
 - ② 業務予定表
- (6) 随時（変更、実施、発生または依頼後速やかに）提出するもの
 - ① 従業員名簿変更届
 - ② 統括責任者及び代行者変更届
 - ③ 業務受託者資格名簿変更届
 - ④ 緊急時連絡体制表変更届
 - ⑤ 地震等災害時の緊急通勤方法変更届
 - ⑥ 事故・故障・修理・点検作業等報告書
 - ⑦ 年末年始連絡体制表
- (7) 現場に備え付けておくもの
 - ① 仕様書の写し
 - ② 業務日誌
 - ③ 運転記録日誌
 - ④ 点検日誌
 - ⑤ 事故・故障・修理・点検作業等報告書の写し
 - ⑥ 運転手順書・故障時対応手順書
 - ⑦ 業務マニュアル
 - ⑧ 設備機器台帳
 - ⑨ その他必要なもの

し尿等下水道投入施設主要設備一覧表

設備関係	名 称	規 格	個 数
槽・塔類	受入槽	約4.3m×約4.0m×約3.5mH	2槽
	貯留槽	約15.45m×約7.05m×約5.5mH	1槽
	希釈水槽	約 9.3m×約5.7m×約5.5mH	1槽
	放流槽	約5.4m×約5.7m×約5.5mH	1槽
	雑用水槽	約5.7m×約1.5m×約5.5mH	1槽
	薬品洗浄塔	横形2槽式FRP製 1.7m□×4.25mH 2系	2基
	活性炭吸着塔	36個充てん3槽式 2.65m×3.9m×0.5mH 2系	2基
計量機	トラックスケール	(株)東立機工 マルチロードセル 30t	1機
自動扉	投入室自動扉	ステンレス製戸袋付エアシリンダー(DPS-65)2重引分方式	2箇所
	エアークOMPレッサ	(株)日立製作所 ベビコン 3.7kW (130L,125L)	2台
タンク類	次亜塩素酸ソーダ	ポリエチレン製 4m ³	1基
	苛性ソーダ	ポリエチレン製 4m ³	1基
	硫酸	ポリエチレン製 1.5m ³	1基
ポンプ類	破砕装置	(株)古河機械金属 FD3H-65 Φ150×65mm	4台
	し尿移送ポンプ	(株)古河機械金属 VPM-601 Φ100×100mm	2台
	循環ポンプ	(株)古河機械金属 SPP-100FC Φ150×100mm	2台
	希釈水ポンプ	(株)古河機械金属 SPP-150FC Φ200×150mm	2台
	放流ポンプ	(株)古河機械金属 SPP-150FC Φ200×150mm	2台
	脱臭廃液ポンプ	(株)イワキ MDF-L422CFVW-D 1.5kW	1台
		(株)イワキ MXM542-1103ECFVJ 1.5kW	1台
	洗浄塔循環ポンプ	(株)古河機械金属 SPR500-802SNE Φ200×150mm	8台
	薬品注入ポンプ	(株)イワキ ダイヤフラム式 LK-47VH-02 0.2kW×400V	3台
		㈱タクミナ ダイヤフラム式 SXDA1-23-VTC-HWX 0.2kW×400V	3台
		㈱タクミナ ダイヤフラム式 SXDA1-23-VTC-FWX 0.2kW×400V	5台
	揚水ポンプ	2.2kW	2台
	圧力給水ユニット	7.5kW タンク容量39L	2台
雑用水ポンプ	(株)イワキ MXM542-1103ECFVJ 1.5kW	1台	
床排水ポンプ	(株)エバラ製作所 Φ40×0.1m ³	3台	
ファン類	脱臭ファン	セイコー化工機(株) 30kw×400V 215m ³ /min	2台
	脱臭室給気ファン	(株)日立製作所 3.7kW 250m ³ /min	1台
	脱臭室排気ファン	旭電業(株) 2.2kW 150m ³ /min	1台
	投入室給気ファン	3.7kw	1台
	投入室エアカーテン	日本エアカーテン(株) 下向吹出式 開口面4.0mW×3.5mH 9kW×400V×50Hz	2箇所
前処理施設	排水槽	(株)西原環境 1.0m×2.0m×1.1mH	1槽
	スクリーンろ液タンク	(株)西原環境 1.5m×2.0m×2.0mH	1槽
	スクリーンろ液ポンプ	(株)古河機械金属 SPP-80FS	2台
	夾雑物除去装置	山田工業(株) FS-15R型 SP-0.5	2基
	し査袋詰装置	ニューロング工業(株) 3CM-52 NOR 50B/H	1基
	排水移送ポンプ	(株)古河機械金属 FD3H-65 Φ150×65mm	2台
	温水ポンプ	(株)グランドフォスポンプ CR10-6 2.2kw	2台
	温水タンク	山田工業(株) YHW-800 0.8m ³	1基
	エアークOMPレッサ	(株)日立製作所 PBD-3.7XA5 440ℓ/min	1台
クレーン	ホイスト	キトー ES3-624 1t電気チェーンブロック付テルハ装置	3台
		キトー ER2-010S 1t電気チェーンブロック付テルハ装置	1台
非常用発電設備	非常用発電機	ヤンマー東日本(株) 240PS	1基
下町浄化センター	希釈水移送ポンプ	(株)古河機械金属 125MSF-E11 Φ125×125mm	2台